

入札説明書

浪江町水質検査等業務委託に係る令和 8 年 2 月 26 日付け公告第 15 号に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第 1 入札に付する事項

- (1) 入札番号
第 26-020-030-017 号
- (2) 入札件名
浪江町水質検査等業務委託
- (3) 履行場所
浪江町大字小野田字小野田 176 ほか
- (4) 業務期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 仕様等
仕様等は、仕様書のとおりとする。

第 2 入札参加資格

入札に参加する者は、入札公告期日において次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、本件入札に参加する必要な資格の確認を受けた者であること。ただし、入札参加有資格者が入札日（開札日）までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは入札に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 本件入札に係る公告の日から入札執行までの間に、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成 20 年 12 月 25 日告示第 68 号）による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 本社・支店が福島県にあること。
- (5) 入札日から過去 5 年間に浪江町、国（公社、公団を含む）又は他の地方公共団体が発注した水質検査業務を元請として完了させた実績を有すること。
- (6) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 20 条の 4 第 2 項に規定する水質検査機関登録簿に登録を有すること。

第 3 入札参加資格等の確認

- (1) 入札参加希望者は、第 2 に掲げる入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、受付期間

中に申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

また、下記書類を提出し、資格審査により適格と認定した者に対しては、一般競争入札参加資格認定通知書を送付する。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ アの申請書に示す添付書類

ウ 入札保証金免除申請書（該当する場合のみ）

(3) 受付期間

公告した日から令和8年3月12日（木）まで

午前8時30分から午後5時00分まで（ただし土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

(4) 提出先

郵便番号 〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 総務課管財係 入札担当

電話：0240-34-0237 FAX：0240-35-5352

(5) 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送の場合、受付期間内（3月12日午後5時00分）必着とする。

(6) 提出部数

各1部

第4 実施手順（スケジュール）

内容	期間等
入札説明書の公表	令和8年2月26日（木）
入札参加申請期限	令和8年3月12日（木）
入札参加認定審査及び認定書送付期間 ※電話等により連絡し、書面は郵送する。	令和8年3月13日（金）から 令和8年3月17日（火）まで
質問書提出期間 ※仕様書等の記載内容に質問がある場合は、質問書（第6号様式）に記載し、第3の（4）に書面を持参するか、または、FAXにて提出すること。	令和8年2月26日（木）から 令和8年3月12日（木）まで
回答期間 ※浪江町役場のホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。 URL： http://www.town.namie.fukushima.jp/	令和8年3月13日（金）から 令和8年3月17日（火）まで ※ただし、質問内容が複雑であるときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
入札日	福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2 浪江町役場 4階 401会議室

	令和 8 年 3 月 23 日 (月) 午後 2 時 00 分から
--	--------------------------------------

第 5 入札及び開札の注意点

(1) 受付時間

令和 8 年 3 月 23 日 (月) 午後 1 時 15 分 から 午後 1 時 55 分までとする。

※受付時間を過ぎての受付には一切応じられないため、必ず時間内に受付を済ませること。なお、時間内に受付を済ませていない者又は受付後所定の場所に着席していない場合は失格とし、入札に参加できないため注意すること。

(2) その他

入札会場の閉鎖後、指示があった後に入札書を提出すること。

第 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金は、浪江町財務規則に定める入札金の 100 分の 5 の額とする。ただし、浪江町財務規則第 115 条第 1 項各号に該当する場合には、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。

免除を希望する者は、別紙「入札保証金免除申請書」を入札日の 3 日前までに第 3 入札参加資格等の確認 (4) 提出先まで提出すること。

イ 入札保証金は、現金又は浪江町財務規則第 166 条第 1 項各号に掲げる有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

ア 落札者は、落札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金又は浪江町財務規則第 166 条第 1 項各号に掲げる有価証券の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

ウ 浪江町財務規則第 98 条に該当する場合には、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の納付及び還付については、浪江町務規則第 99 条及び 100 条に定めるところによる。

第 7 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- (3) 委任状・入札書へ記名押印を欠くとき。
- (4) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (5) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札を行ったとき。
- (6) 同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (7) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (8) 代理人が委任状を持参しないとき。

- (9) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反したとき。
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に浪江町の指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (11) 入札時点において第 3 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。第 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

第 8 入札方法

- (1) 本件入札は、制限付一般競争入札により行う。
- (2) 入札参加者は、金抜き設計書、仕様書、契約の方法及び現場等を熟知したうえで入札しなければならない。その場合において、入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札時に必要な書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 指定の入札書（第 3 号様式）
 - イ 委任状（第 4 号様式）※代理人が入札する場合
- (4) 上記、入札時に必要な書類を当日持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は受け付けない。
- (5) 代理人が出席する場合は受付にて委任状を提出し、入札書に代理人氏名を記入し押印すること。
- (6) 入札参加者は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 受付にて代表者、代理人問わず本人確認できるもの（運転免許証、保険証又は社員証）を提示すること。
- (8) 入札書及び委任状は、浪江町長 吉田 栄光 宛とする。
- (9) 入札会場へは、1 業者 1 名のみ入場とする。
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札及びに金額の訂正した入札は無効とし、一度入札した入札書の訂正、引換え又は撤回は認めない。
- (11) 入札者は、入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、入札執行者の指示に従って入札書を提出すること。
- (12) 入札を希望しない場合（都合により辞退する場合）は、参加しないことができる。その際は、町長宛で入札辞退届（第 7 号様式）を入札の前までに提出すること。ただし、一旦入札を辞退した場合は、これを撤回することはできない。
- (13) 入札書を提出する場合の封書は不要とする。
- (14) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

- (15) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げまたは妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害しまたは不正の利益を得るための連合をした者
- (16) 入札執行回数は、回数を定めない。
- (17) 予定価格の制限範囲内で価格の入札がない場合は、ただちに再度の入札を行うものとする。再入札の意思のあるものは、再入札の際を考慮し、再入札書（押印のあるもの）を複数準備すること。
- (18) 再入札の場合も指定の入札書（第 3 号様式）に入札額を記載・押印した入札書を提出すること。
- (19) 再入札に参加しない場合は、辞退を申し出て会場から退出すること。

第 9 落札者の決定

- (1) 浪江町財務規則第 118 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、地方自治法施行令 167 条の 9 の規定により、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は入札を執行しても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規程により、最低価格で入札した者から見積書の提出を求め、随意契約に移行することができる。

第 10 契約

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書について
 - ア 浪江町財務規則第 94 条に基づき契約書を作成する。
 - イ 契約の締結は、落札決定通知を受けてから速やかに行うこと。
 - ウ 契約は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 契約事項は、契約書及び浪江町上下水道事業会計規程による。
- (4) 本件入札は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものである。

なお、町議会である令和 8 年 3 月定例会にて当初予算案が可決されなかった場合又は否決された場合は、本件入札は実施しないこととし、その場合のみ別途通知する。

また、可決されなかった場合又は否決された場合には本入札はなかったものとし、かつ、この場合において受注者に損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責めに応じない。

第 11 その他

- (1) 本件の監督員は、住宅水道課 上下水道係 佐藤 和希とする。
- (2) 入札に必要な書類及び提出に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、町から提供を受けた文書等を、第三者に漏らし

てはならず、本件業務手続き以外の目的に供してはならない。

- (4) 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (5) 入札から落札者の決定までに入札者が第 2 に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者とはしない。
- (6) 入札説明書及び各書式等は下記 URL にてダウンロードすることができる。
URL <http://www.town.namie.fukushima.jp/>

問合せ先：

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

浪江町役場 総務課 管財係 入札担当

電話：0240-34-0237 FAX：0240-35-5352